【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（顧客が解除を行うことができる契約等）

**第十六条の三**　法第三十七条の六第一項に規定する政令で定めるものは、投資顧問契約とする。

２　法第三十七条の六第一項に規定する政令で定める日数は、十日とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（顧客が解除を行うことができる契約等）

**第十六条の三**　法第三十七条の六第一項に規定する政令で定めるものは、投資顧問契約とする。

２　法第三十七条の六第一項に規定する政令で定める日数は、十日とする。

（改正前）

（新設）